

茨木市暫定広場運営検討等支援業務委託仕様書

この仕様書は、暫定広場運営検討等支援業務委託について、業務の内容及び受託者が遵守しなければならない仕様を示すものである。

1 業務名

茨木市暫定広場運営検討等支援業務委託

2 業務の目的

市民会館跡地エリア活用のキーコンセプトである「育てる広場」の実現に向け、本市において、市民が主体となって公共空間（広場）を利活用していくためには、管理・ルール面の検討に加え、空間を提供する側と使う側とをつなぐコーディネーター機能や将来的なマネジメント体制についても、市民や市内事業者の参加を得ながら検討を進めていく必要がある。そのため、暫定広場（令和2年9月供用開始予定）における利用ルールについて、ワークショップを通じて検討を行うほか、社会実験を通じてコーディネート、マネジメントの検討を行うものである。

3 委託する業務の内容

本業務を受託した事業者は、次の業務を行う。

(1) 業務内容

ア 暫定広場利用に向けての市民ワークショップ等の実施

昨年度及び今年度を実施の社会実験「IBALAB」や「IBALAB plus」の取り組みなどを踏まえ、暫定広場の利用にあたってのルールづくりや運営方法の検討、市民広場コーディネーター（市民（＝広場の利用者やイベント主催者）と広場の設置者や運営主体との調整役）の育成に向け、適切なワークショップ等の企画、運営を行う。

なお、ワークショップ等を実施する場合は、スムーズな運営が可能な人員等の確保に努めること。

【参考】

・ IBALAB実施の様子：

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kikaku/shiminkaikanatochikatuyou/menu/kentou/ibalab/index.html>

・ IBALAB plus実施の様子：

https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kikaku/kikaku/menu/tsugii_bacloud/index.html

イ 暫定広場におけるマネジメント社会実験の実施

アを踏まえ、暫定広場において市内の事業者や団体、市民（以下、「広場運営者」という。）によるコーディネートやマネジメントの検討を目的とした社会実験を実施する。

なお、社会実験の実施にあたっては、スムーズな運営が可能な人員等の確保に努めること。

<社会実験のイメージ>

暫定広場内での営業、企画等の実施を含めた日常の運営を、広場運営者に一定期間（例：1か月等）任せ、ホスト機能やコーディネーター機能について検討を行う。

①事業者に対するヒアリング等の実施

本社会実験に関心のある事業者等に対しヒアリング等を行い、出店等の可能性や広場運営者としての参加の可能性について把握する。

②広場運営者募集の支援

広場運営者の募集のための募集要項等の作成及び選定プロセスの支援を行う。

③広場運営者への支援

広場運営者の選定後、当該運営者に対する指導助言などの運営支援を行う。

また、必要に応じ、市民利用等を促進する場の立ち上げ支援を行う。

ウ まちなか空間の運用等の検討

「イ 暫定広場マネジメント社会実験」の結果を踏まえ、中心市街地でのまちなか空間の魅力を引き出す取り組みや、市民の参画意識の醸成につながるような運用ルール及びマネジメント体制について検討する。

エ その他広場運営検討関連業務

広場運営の検討にあたり必要となる関連情報の収集や、本市が暫定広場において実施するワークショップやイベント等の実施支援を行う。

オ その他

①その他業務

以下の項目については、本市と協議のうえ、必要に応じて実施する。

- ・ 協議打合せ（月 1 回程度を想定）
- ・ 業務報告書作成
- ・ 受託者が提案する効果的な事項（独自提案）

※ただし、提案限度価格内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

4 成果品

本業務の成果品として、次のものを提出する。編集については、市担当者と十分協議することとし、紙媒体のほか電子データ（CD-R に入力）でも納品すること。

- (1) 業務報告書 3 部
- (2) 業務報告書を記録した電子媒体 一式

5 契約期間

本業務の契約期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

6 委託料の支払い

本業務の委託料は、全額を業務終了後に支払う。

7 その他遵守事項

- (1) 成果品にかかる著作権は茨木市に帰属することとする。
- (2) 業務が完了し、または、契約期間が満了した後であっても、内部に不備・不完全な部分が発見された場合は、受託者の負担と責任で直ちに補正すること。
- (3) 本仕様書記載事項及び本業務遂行上疑義が生じたときは、速やかに市と協議し、本業務に支障のないよう努めなければならない。
- (4) 本仕様書は、本業務の概要を示すものであり、本仕様書に明記が無い事項については市と協議の上これを決定する。